

連結事業年度等	・	・	法人名
	・	・	

法人税額の計算

(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 ((1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)	50	000	(50)の15%、16%又は19%相当額	53
--	----	-----	----------------------	----

(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額
((1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)

【No.7】当連結事業年度終了の時における資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の連結親法人又は一若しくは完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されている連結親法人等であるにもかかわらず、年800万円以下の所得について、軽減税率を適用していませんか。
また、連結親法人が適用除外事業者（当連結事業年度開始の日前3年以内に終了した各連結事業年度の連結所得金額の年平均額が15億円を超える連結法人等）であるにもかかわらず、年800万円以下の所得について、措法上の軽減税率(15%)を適用していませんか。

地方法人税額の計算

連結所得の金額に対する法人税額 (33)	56	000	(56)の10.3%相当額	58
課税連結留保金額に対する法人税額 (34)	57	000	(57)の10.3%相当額	59

この申告が修正申告である場合の計算

法人税額の計算	この申告前の	課税土地譲渡利益金額	61		この申告前の	課税連結留保金額に対する法人税額	69		
		課税連結留保金額	62			課税標準法人税額 (68)+(69)	70	000	
		法人税額	63			確定地方法人税額	71		
		還付金額	64	外		中間還付額	72		
		この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 ((16)-(63)若しくは((16)+(64))又は((64)-(28))	65	00		外	欠損金の繰戻しによる還付金額	73	
		この申告前の	連結欠損金等の当期控除額	66			この申告により納付すべき地方法人税額 ((44)-(71)若しくは((44)+(72)+(73))又は((72)-(45))+((73)-(45の外書))	74	00
		翌期へ繰り越す連結欠損金	67						

【No.6】地方法人税額の計算につき、56欄～59欄により計算していますか。

【No.3】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。